特別養護老人ホーム松ケ浦荘短期入所生活介護 (指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護)利用料金表

【基本サービス費について】

	負担割合	基本単位(1日あたり)		
区分・介護度		1割	2割	3割
	要支援1	451	902	1,353
	要支援2	561	1,122	1,683
併設型 従来型個室	要介護1	603	1,206	1,809
	要介護2	672	1,344	2,016
併設型 従来型多床室	要介護3	745	1,490	2,235
	要介護4	815	1,630	2,445
	要介護5	884	1,768	2,652
	要支援1	442	884	1,326
併設型	要支援2	548	1,096	1,644
従来型個室 (31日~)	要介護1	573	1,146	1,719
	要介護2	642	1,284	1,926
併設型 従来型多床室	要介護3	715	1,430	2,145
(31日~)	要介護4	785	1,570	2,355
	要介護5	854	1,708	2,562

【食費・居住費について】(R6年7月31日まで)

単位:円

負担段階	食費	居住費(多床室)	居住費(個室)
(負担限度額認定証)	負担限度額(1日あたり)		
第1段階	300	0	320
第2段階	600	370	420
第3段階①	1,000	370	820
第3段階②	1,300	370	820
第4段階	1,445	855	1,171

【食費・居住費について】 (R6年8月1日から)

単位:円

負担段階	食費	居住費(多床室)	居住費(個室)
(負担限度額認定証)	負担限度額(1日あたり)		
第1段階	300	0	380
第2段階	600	430	480
第3段階①	1,000	430	880
第3段階②	1,300	430	880
第4段階	1,445	915	1,231

【標準食費内訳】

単位:円

朝食	285
昼食	600
夕食	560
3食合計	1,445

特別養護老人ホーム松ケ浦荘短期入所生活介護 (指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護) 利用料金表

【加算について】

項番	加算項目	単位区分	基本単位
1	生活機能向上連携加算丨	1か月につき	100単位
2	生活機能向上連携加算 【100単位】	1か月につき	200単位
3	機能訓練指導体制加算	1日につき	12単位
4	個別機能訓練加算	1日につき	56単位
5	看護体制加算I	1日につき	4単位
6	看護体制加算Ⅱ	1日につき	8単位
7	看護体制加算Ⅲイ	1日につき	12単位
8	看護体制加算IVイ	1日につき	23単位
9	医療連携強化加算	1日につき	58単位
10	看取り連携体制加算	1日につき	64単位
11	口腔連携強化加算	1か月につき	50単位
12	生産性向上推進体制加算Ⅰ	1か月につき	100単位
13	生産性向上推進体制加算Ⅱ	1か月につき	10単位
14	夜勤職員配置加算 I	1日につき	13単位
15	夜勤職員配置加算Ⅲ	1日につき	15単位
16	送迎加算	1回につき	184単位
17	緊急短期入所受入加算	1日につき	90単位
18	療養食加算	1日につき	8単位
19	認知症専門ケア加算 I	1日につき	3単位
20	認知症専門ケア加算Ⅱ	1日につき	4単位
21	若年性認知症入所者受入加算	1日につき	120単位
22	サービス提供体制強化加算Ⅰ	1日につき	22単位
23	サービス提供体制強化加算Ⅱ	1日につき	18単位
24	サービス提供体制強化加算Ⅲ	1日につき	6単位
25	介護職員処遇改善加算 I (R6年6月1日から)	合計単位数の	×14%
26	介護職員処遇改善加算 II (R6年6月1日から)	合計単位数の	×13.6%
27	介護職員処遇改善加算III(R6年6月1日から)	合計単位数の	×11.3%
28	介護職員処遇改善加算IV(R6年6月1日から)	合計単位数の	×9%

29	介護職員処遇改善加算 I (R6年5月31日まで)	合計単位数の	× 8.3%
30	介護職員処遇改善加算 II (R6年5月31日まで)	合計単位数の	× 6.0%
31	介護職員処遇改善加算III(R6年5月31日まで)	合計単位数の	× 3.3%
32	介護職員等特定処遇改善加算 I (R6年5月31日まで)	合計単位数の	× 2.7%
33	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(R6年5月31日まで)	合計単位数の	× 2.3%
34	介護職員等ベースアップ等支援加算(R6年5月31日まで)	合計単位数の	×1.6%

	要件
1	ご利用いただく方の身体の状況等の評価を行い、かつ個別機能訓練計画を作成した場合に3月に限り算定します。 ※2との同時算定はしません。
2	ご利用いただく方の身体の状況等の評価を行い、かつ個別機能訓練計画を作成した場合に算定します。 ※個別機能訓練加算を算定している場合【1月あたり100単位】となります。 ※上記1との同時算定はしません。
3	機能訓練指導員として従事する常勤の機能訓練指導員を1名以上配置している場合に算定します。
4	機能訓練指導員を「基準」により配置し、ご利用いただく方の自宅訪問し、日常生活等の過ごし方を把握・確認した上で、 個別機能訓練計画を作成し、その計画に基づき機能訓練を行っている場合に算定します。
5	常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定します。
6	基準を超える看護職員を配置し、看護職員と24時間の連絡体制を確保している場合に算定します。
7	5に加え、ご利用いただく方の総数の内、要介護3以上の方の占める割合が基準を超える場合に算定します。
8	6に加え、ご利用いただく方の総数の内、要介護3以上の方の占める割合が基準を超える場合に算定します。
9	6に加え、看護職員による定期的な巡視を行い、緊急時に医師との連携・対応等について、ご利用いただく方の合意を得る 等、要件が満たされた場合に算定します。
10	「基準」に適合するご利用いただく方について看取り期におけるサービス提供を行った場合は、死亡日及び死亡日以前30日 以下について、7日を限度として算定します。
11	ご利用いただく方の口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対して、当該評価の情報提供を行い、かつ他サービスで口腔関連の加算を算定していない場合に算定します。
12	業務の効率化及び質の向上、並びに職員の負担軽減を目指して複数種類の介護機器活用等により、業務の効率化及び質の向上、並びに職員の負担軽減に関する実績がある場合に算定します。 ※13との同時算定はしません。
13	業務の効率化及び質の向上、並びに職員の負担軽減を目指して介護機器活用等により、業務の効率化及び質の向上、並びに職員の負担軽減に関する実績がある場合に算定します。 ※12との同時算定はしません。
14	基準を超える夜勤職員を配置している場合に算定します。
15	基準を超える夜勤職員を配置し、かつ、夜勤時間帯に看護職員または喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合に算定します。
16	ご自宅と当事業所間の送迎を行った場合に算定します。ただし、通常の事業実施地域外からご利用される場合は、交通費実 費相当額をご負担いただきます。
17	ご利用いただく方の状態や身元引受人等の状況に応じて、介護支援専門員が緊急に短期入所を受けることが必要と認めた方に対し、居宅サービス計画に位置付いていない短期入所生活介護を緊急に行った場合に算定します。

18	食事の提供が、管理栄養士または栄養士にによって管理され、ご利用いただく方の状況によって適切な栄養量・内容での食事提供が行われている場合に算定します。
19	認知症のご利用いただく方に対して専門的な認知症ケアを行い、かつ認知症に関する専門的な研修を修了した職員を配置 し、日常生活自立度 III 以上のご利用いただく方が一定割合以上の場合に算定します。
20	19に加え、認知症ケアに関する技術的指導にかかる会議を定期的に実施している場合に算定します。
21	若年性認知症の方に、サービスを行った場合に算定します。
22	ご利用いただく方に対し、指定短期入所生活介護を行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※23.24との同時算定はしません。
23	ご利用いただく方に対し、指定短期入所生活介護を行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※22.24との同時算定はしません。
24	ご利用いただく方に対し、指定短期入所生活介護を行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※22.23との同時算定はしません。
25	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※26.27.28との同時算定はしません。 (R6年6月1日から)
26	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※25.27.28との同時算定はしません。 (R6年6月1日から)
27	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※25.26.28との同時算定はしません。 (R6年6月1日から)
28	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※25.26.27との同時算定はしません。 (R6年6月1日から)
29	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※30.31との同時算定はしません。 (R6年5月31日まで)
30	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※29.31との同時算定はしません。 (R6年5月31日まで)
31	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※29.30との同時算定はしません。 (R6年5月31日まで)
32	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※33との同時算定はしません。 (R6年5月31日まで)
33	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※32との同時算定はしません。 (R6年5月31日まで)
34	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 (R6年5月31日まで)

※「基準」とは、「別に厚生労働大臣が定める基準」をいいます。